

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷カス又は有傷物等を偶然の一時的に接触、吸収又は摂取したことによる急激かつ偶然な外来の事故に起因して発生する中等症以上の骨折(以下「骨折」といいます。))を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第3項に定められているをいいます。

この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客券等によって提供される当該企画旅行に定める最初の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までその期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定時から復帰の予定までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出ることなく離脱し、かつ、その復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず(旅行地の標準時により)、あらかじめ定められている場合において、その旨及び当該日又は日数において旅行者が被った傷害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 1 旅客員、当社が使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- 2 前項の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗降する飛行機機内における手荷物検査等の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ホ 宿泊機関以外施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とする。

第2項 の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 1 旅客員、当社が使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- 2 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗降する飛行機機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、乗車終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- 1 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 2 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- 3 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 4 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない状態から運転した乗客等による事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 5 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 6 旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 7 旅行者の転倒、出血、凍傷、炭疽又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- 8 旅行者の目的の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- 9 戦争、外国の武力行使、革命、武装暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動(この規定においては、群衆による多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。))
- 10 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はその特性による事故
- 11 前号2の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 12 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我(いわゆる「むちうち症」)は腰痛(他覚症状のない)のみに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- 1 地震、噴火又は津波
- 2 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。各号の各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

- 1 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- 2 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行(いずれも競争を含みます。)又は試乗(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートこれらを用いて行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- 3 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便又は不定期便であるを問いません。)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者の各号の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合においては、補償金等を支払うことがありません。ただし、他の者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 1 暴力団員、暴力団員関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
- 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損、かつ、その原因となった傷害が治癒した後のもの)を負ったときは、以下同様とします。若しくは、旅行者1名に対して、別表第2の各号の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられない後遺障害のうち、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(4)、3(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事により2級以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一級ごとの後遺障害補償金は、補償金額の50%に限定されます。

前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、その期間が3日以上を超過するときは、入院見舞金として、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- 1 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以下 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ニ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 3 当社は、旅行者1名に対して入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべき期間が30日を超えない限り、その合計額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、その期間が3日以上を超過するときは、入院見舞金として、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- 1 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 通院日数 7日以下17日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - ニ 通院日数 3日以上17日未満の傷害を受けたとき 1万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、背骨の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を用いて治療した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該部位が、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該部位が、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。
- 4 当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。
- 5 当社は、旅行者1名に対して入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金の支払い)

第10条 当社は、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを(別表第2の項において、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

① 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の入院見舞金

② 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 入院日数 180日以上の傷害を受けたとき 20万円
 - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
 - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ニ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
- 3 当社は、旅行者1名に対して入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべき期間が30日を超えない限り、その合計額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、その期間が3日以上を超過するときは、入院見舞金として、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)が30日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- 1 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
 - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
 - ハ 通院日数 7日以下17日未満の傷害を受けたとき 2万円
 - ニ 通院日数 3日以上17日未満の傷害を受けたとき 1万円
- 2 旅行者が入院しない場合においても、背骨の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を用いて治療した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該部位が、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該部位が、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名に対して入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特例)

第10条 当社は、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを(別表第2の項において、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

① 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の入院見舞金

② 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

③ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

④ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑤ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑥ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑦ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑧ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑨ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑩ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑪ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑫ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑬ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑭ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑮ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑯ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑰ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑱ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑲ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

⑳ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉑ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉒ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉓ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉔ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉕ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉖ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉗ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉘ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉙ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉚ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉛ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉜ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉝ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉞ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㉟ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊱ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊲ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊳ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊴ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊵ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊶ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊷ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊸ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊹ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊺ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊻ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊼ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊽ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊾ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

㊿ 当該入院日数又は通院日数に当該旅行者の死亡補償金の50%を加えた額

<

和歌山県知事において、平成27年1月23日に変更認可を受けている
個所は下記の表の通りです

標準旅行業約款[※]の「受注型企画旅行契約の部」第十六条第一項(旅行者の解除権)について、下線の部分を追記する。

認可を希望する旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)
(旅行者の解除権) 第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、 <u>運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。)の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。</u>

和歌山県知事登録 旅行業第2-258号

紀和観光案内所